

令和 4 年 第 1 1 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和4年11月25日（金）

## 色麻町農業委員会議事録

令和4年11月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

### ・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名      ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美      ・事務局長 高橋 康起

議決事項      議案第25号 農地法第3条の規定による許可決定について  
議案第26号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。  
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。  
本日の出席委員は12名でございます。  
定足数に達しておりますので、第11回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、4番早坂勝一委員、5番渡邊義彦委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。  
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。  
議案第25号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第25号、農地法第3条の規定による許可決定について。  
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。  
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号14番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号14番 譲渡人 ○○さん、譲受人 ○○さん、申請地 四竈字伝八〇一〇 外13筆、地目 田及び畑、地積34,341㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

○○さんは、○○さんが元々お住まいだった町内の家を購入し、現在はお住まいであります。当該農地に関しましては、○○さん所有のままだったことから、正式に譲り受け、引き続き耕作目的で所有するものであります。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を11番畑中長悦委員よりお願いします。

畑中委員 それでは、番号14番について、現地確認の報告をいたします。  
去る、11月10日、担当委員齋條仁美委員、堀籠会長、それに私と、高橋局長の4名で確認を行いました。  
申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。  
申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。  
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

大泉委員 総額〇〇万円、この金額になった経緯を教えてください。

事務局長 お互いで決めている部分ではありますが、額面上は〇〇万円となっておりますが、事務手続上の経費等これ以外の経費は、譲受人が負担していると伺っております。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号14番については、可と決しました。

議長 番号15番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号15番 譲渡人 〇〇さん、譲受人 〇〇さん、申請地 大字手倉畑〇ー〇外12筆、地目 田及び畑、地積29,581㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
当該農地は、〇〇さんの同居の息子が仙台市内から通って耕作しておりましたが、数年前に体調を崩され、平成元年時点で当該農地を手放したい旨の相談を当農業委員会では受けておりました。その後、地域の認定農業者等に話をもちかけておりましたが、中々いい返事はいただけていない状況でありました。  
譲受人の 〇〇さんは、昨年から本町にお住まいの義父の農業を手伝い、今年になって認定農業者の認定を受け、更なる規模拡大を目指しておりましたが、義父の所有する農地は既に権利が設定されているものが多かったことから新たな農地を求めていたところで、両者の思惑が一致したものであります。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を11番畑中長悦委員よりお願いします。

畑中委員 それでは、番号15番について、現地確認の報告をいたします。  
現地調査の日程及び担当委員については、番号14番の報告と同様であり、申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。  
申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。  
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願ひ申し上げ報告といたします。

議長 ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号15番については、可と決しました。  
以上で、議案第25号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第26号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第26号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。  
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。  
記書きについては、省略させていただきます。

議長 お諮りいたします。  
番号159番と番号160番は、農地中間管理事業による賃貸借であり、農用地利用集積計画は、出し手から機構、機構から受け手への農地の貸借の権利が一括で移動する形式をとっておりますので一括審議とし、採決は各番号ごとに行いたいと思いますが、これにご意義ございませんか。

**【異議なし】**

議長 異議なしですので、一括して審議を行います。

議長 番号159番、番号160番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号159番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、設定をする土地の所在 大字新大原〇ー〇 外2筆、地目 田、地積 6,181㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

番号160番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在等は同上で、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模拡大を計画している ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。

採決に入ります。番号159番についてご発言いただきます。

**【異議なしの声あり】**

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成ですので、番号159番は可と決しました。

議長 続きまして、番号160番についてご発言いただきます。

**【異議なしの声あり】**

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成ですので、番号160番は可と決しました。

議長 番号161番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号161番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新西原〇ー〇 外7筆、地目 田、地積 13,110㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、地域の担い手である

〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号161番は可と決しました。

議長 番号162番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号162番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 黒沢字新望月〇一〇 外1筆、地目 田、地積 5, 819㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である 〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号162番は可と決しました。

議長 番号163番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号163番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 志津字鷹巣石渕〇一〇 外3筆、地目 田、地積 21, 251㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である 〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号163番は可と決しました。

議長 番号164番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号164番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字鷹巣石渕○ー○、地目 田、地積 12, 552㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号164番は可と決しました

議長 番号165番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号165番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新小田原○ー○ 外6筆、地目 田、地積 18, 318㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号165番は可と決しました

議長 番号166番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号166番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新小田原○ー○、地目 田、地積 2, 865㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。



設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○  
○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号166番は可と決しました

議長 番号167番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号167番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 志津字新小田原○-○、地目 田、地積 1,400㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○  
○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号167番は可と決しました

議長 番号168番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号168番、権利の種類 使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 高根字新松原○-○ 外8筆、地目 田、地積 18,032㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○  
○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

早坂成弘  
委員 権利の種類、使用貸借、賃借料なしということですか。

事務局長 はい。金額は発生していないということです。

畑中委員 農業委員会で使用貸借をかける必要があるのだろうか。

議長 耕作者を守るためと土地改良区費の負担を明確にする事等から両者の合意のもと農用地利用集積計画を作成するものです。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号168番は可と決しました

議長 番号169番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号169番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 高根字新松原○ー○ 外10筆、地目 田、地積 21, 503㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

堀籠慶浩委員 賃貸借と使用貸借、両方ありますがどう理解すべきか。

事務局長 水稻の箇所が賃借料が発生しています。牧草以外で10アールあたり○千円となります。

堀籠慶浩委員 それでは、作付する品目によって賃借料が発生しているところとないところがあるってことですね。

事務局長 積算はそのようなことですが、総額としてならした上で○万○千円となるものです。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号169番は可と決しました

議長 番号170番から番号175番は、〇〇委員の同居の親族が関係する議事がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席していただきます。

議長 番号170番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号170番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 清水字志田際〇一〇 外4筆、地目 田、地積 3,757㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である 〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号170番は可と決しました。

議長 番号171番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号171番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 清水字志田際〇一〇 外11筆、地目 田、地積 8,665㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である 〇〇さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

**【異議なしの声あり】**

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成ですので、番号171番は可と決しました。

議長 番号172番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号172番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 清水字志田際〇一〇 外10筆、地目 田、地積 4,293㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

**【異議なしの声あり】**

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成ですので、番号172番は可と決しました。

議長 番号173番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号173番、権利の種類 賃貸借及び使用貸借、設定をする者 ○○さん、○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 清水字志田際〇一〇 外17筆、地目 田、地積 26,947㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

**【異議なしの声あり】**

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成ですので、番号173番は可と決しました。

議長 番号174番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号174番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 高根字新浜ノ沢○一○ 外1筆、地目 田、地積 5,637㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号174番は可と決しました。

議長 番号175番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号175番、権利の種類 使用貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 平沢字沼野山○一○ 外1筆、地目 田、地積 9,628㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。  
設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号175番は可と決しました。  
【退席者着席後】

議長 以上で、議案第26号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。  
  
本日附議されました案件につきましては、以上であります。  
  
第11回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時52分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和4年11月25日

議長（会長） 堀籠勝恵 ⑩

署名委員 早坂勝一 ⑩

署名委員 渡邊義彦 ⑩